

看護小規模多機能型居宅介護「ゆい」運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社寿文が開設する看護小規模多機能型居宅介護「ゆい」（以下「事業所」という）が行う看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適切な各種サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 要介護者について、その者の居宅において、又サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 看護小規模多機能型居宅介護「ゆい」
- 2 所在地 福岡市早良区田村7丁目22番20号

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

職名	資格	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	看護師	運営管理・事業内容調整	常勤（兼務）1名
介護支援専門員	看護師 介護福祉士	介護サービスの計画・調整 相談業務	常勤（兼務）2名
看護職	看護師	健康管理 看護業務・相談業務 看取りの支援 家族への介護指導	常勤3名 常勤兼務2名
介護従事者	介護福祉士 実務者研修 初任者研修	日常生活の介護・レクリエーション等・家族への介護支援	常勤6名以上
介護補助者		日常生活の介護・レクリエーション等の介護職の補助業務	
調理・従業者		調理・清掃など	

第5条（営業日及び営業時間）

営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

1 営業日 365日24時間体制とする

2 営業及びサービス提供時間

サービス種類	平日・土曜日・休祭日
日中（通いサービス）	6：00～21：00（9：00～18：00）
夜間（泊りサービス）	21：00～9：00（18：00～9：00）
訪問サービス	容態や希望により適時

第6条（利用者定員）

利用登録者定員数	29名
1日の定員（通い）	18名
1日の定員（泊まり）	8名

第7条（設備及び備品に関する基準）

- 1 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、その他看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えることとする。
- 2 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地については、住宅地の中にあること又住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に開設することとする。
- 3 居間及び食堂については、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 4 その構造については、事業所指定基準に準じ、又、プライバシーの確保されたものとする。

第8条（運営に関する基準）

1 心身の状況の把握

看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 居宅サービス事業者との連携

看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、居宅サービス事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 3 看護小規模多機能型居宅介護提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な関係に努める。

第9条（看護小規模多機能型居宅介護の取扱方針）

- 1 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

第10条（看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

- 1 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護従事者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 6 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- 7 看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が、登録定員に比べて著しく少ない状態が続くことがないよう努める。
- 8 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行う等登録者の在宅生活を支えるために適切なサービスを提供できるよう体制を整える

第 11 条（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

- 1 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成にあたっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の具体的取組方針に沿って行うものとする。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様の活動の確保に努める。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行うものとする。
- 5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 6 介護支援専門員は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付することとする。
- 7 介護支援専門員は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施及び利用者の様態の変化等の把握を行うとともに、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

第 12 条（介護等）

- 1 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- 2 適切な方法により利用者の希望に基づいて可能な限り入浴サービスの提供又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 日勤帯においては常時通所利用 3 名に対し 1 名以上、訪問利用対応に 1 名以上の介護従事者を配置する。

第 13 条（相談及び援助）

利用者又はその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

第 14 条（勤務体制の確保等）

- 1 利用者に対し、適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、従事者の勤務体制を定める。
- 2 前項の介護従事者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して利用できるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 介護従事者の資質の向上のために、適時研修の機会を設ける。

第 15 条（協力医療機関等）

利用者の病状急変及びサービス提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

【協力機関】 医療法人財団 華林会 村上華林堂病院
にのさかクリニック
すえなが歯科クリニック

第 16 条（地域との連携等）

- 1 看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者の家族、事業者が所存する市町村の職員又は当該事業所が区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね 2 か月に 1 回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとする。
- 2 報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
- 3 その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努める。
- 4 その事業の運営にあたっては、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第17条（利用料等の受領）

- 1 法定代理受領サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該看護小規模多機能型居宅介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 2 前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

項目	金額/回
食事代（朝・昼・夕）	500 円
おやつ代	50 円
宿泊に要する費用	3,000 円
洗濯代（1 回につき）	200 円
おむつ代	実費
レクリエーション等に要する材料代	実費

- 3 前項に掲げるもののほか看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、サービスを受けるにあたって、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又その家族の同意を得ることとする。

第18条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福岡市早良区、西区及び城南区とする。

第19条（禁止行為）

- 1 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃すること
 - 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること
 - 五 故意に事業所内、物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと
 - 六 同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと
- 2 上記各項に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

第20条（非常災害対策）

- 1 看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

第21条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第22条（秘密保持等）

- 1 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

第23条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 1 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該看護小規模多機能型居宅介護を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該看護小規模多機能型居宅介護からのサービス提供終了者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第24条（内容及び手続きの説明及び同意）

サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務体制、その他の利用申込書のサービスに選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得る。

第25条（提供拒否の禁止）

事業者は、正当な理由なく看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。

第26条（広告）

看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

第 27 条（苦情処理）

提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

第 28 条（事故発生時の対応）

利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

第 29 条（緊急時の対応）

看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第 30 条（記録の整備）

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

附則 この規定は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。